

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年12月9日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和3年平泉町議会定例会12月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告5番、日本共産党、阿部圭二です。

それでは、一般質問のほうさせていただきます。

質問事項は2点ありますけれども、今回の質問に当たっては、コロナ禍の影響で原油の高騰があり、生活困窮者や高齢者などへの支援を何とかやっていただきたいということを加味して、そして、さらに住民もかなり困っている状況になっていると。対策と言ってはなんですが、少しでも楽な生活ができればということで、質問といたします。

それでは、質問事項2点、まず1点目は、生活困窮者、高齢者への支援についてであります。

これは2点ありまして、難聴者支援として補聴器購入費用を助成すべきではないか。

そしてもう一点、現在、灯油が高騰している。暖房用灯油の費用を助成すべきではないか。また、エアコンでの暖を取っている人もおり、電気料金への一部助成も検討すべきではないか。

続いて、2点目は、人口減少対策について、3点あります。

1点目、移住先進地と言われる地域では、例外なく都市農村交流事業や外部を巻き込んだ地域づくり活動を行っています。移住者に対する抵抗感を解消するためにもグリーンツーリズムや教育旅行の充実が必要ではないか。

2点目、空き家バンクは全国68%の自治体で開設しているが、思わしくないと。高知県高岡郡梶原町では10年間の定期借家契約を結んで町が持ち主から借り、リフォームして移住者に貸し出している。町としての移住希望者や空き家所有者に対しての取り組みの状況はということでお聞きしたいと思います。

3点目、親を都会に残したまま、親のふるさとに移住する現象を孫ターンと呼びます。孫ターンへの支援を考えてはどうか。

以上、一般質問、よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

生活困窮者、高齢者への支援に関連して、補聴器購入費用の助成のご質問がありました。

補聴器の購入補助につきましては、議員から令和2年3月会議及び令和3年3月会議において同様の趣旨のご質問をいただき、答弁いたしているところでございますので、一部重複となりますことをご了承願います。

平泉町における補聴器購入の補助については、障害者総合支援法に定める補装具として、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となり、直近の実績といたしましては、令和2年度4件、本年度は11月末時点で4件の補助を行っております。

難聴は高齢者の多くが直面する課題であり、誰にでも発症する可能性があると言われております。一般的には40歳代から少しずつ聞こえが悪くなり、65歳を超えると急激に加齢性難聴が増加すると言われております。

加齢性難聴の要因としましては、糖尿病や動脈硬化、高血圧など生活習慣によるもののほか、喫煙や飲酒などが挙げられており、60代後半では3人に1人、75歳以上では3人に2人が加齢性難聴であるとの報告も見受けられます。

国の認知症施策推進総合戦略において、高齢者の難聴は認知症の危険要因の一つであると言われておりますことから、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果の検証・研究を実施するなど、国も補聴器の役割に注目しているところであります。研究の成果として補聴器早期使用の有用性が認識されれば、認知症予防や医療費の抑制につながる可能性があると考えられます。

近年では、岩手県議会をはじめ、補聴器購入の公的支援を国に求める意見書が全国的に採択されておりますことから、国による社会保障の枠として実施していただくことを期待しているところであります。

町としての加齢性難聴に対する補聴器の助成につきまして、現行の障害者総合支援法による助成を基本とした上で、難聴の要因とされる生活習慣病予防等の保健事業と先日開催された言語聴覚士による講演等の介護予防事業を軸に、一体的な取り組みを引き続き進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

次に、暖房用灯油やエアコン使用による電気料など光熱費に対する助成についてのご質問がありました。

議員もご承知のとおり、現在、ガソリン価格が7年ぶりの高値で推移し、灯油も11月末において11週連続で値上がりしており、電気代や天然ガスの値上がりにも影響を与え、家計にも大きな打撃を与えているものと懸念しているところであります。この原油価格の高騰については、コロナ禍からの経済活動の再開による原油の需要の増加や円安傾向の影響、さらには石油輸出国機構の増産が見送られたことなどを起因とし、今後も、ガソリン価格、原油価格が当面高止まりで推移していくものと考えられています。

このような状況の中、県ではこれまで沿岸被災地を対象とした福祉灯油事業を展開してまいりましたが、今般、対象を全県へ拡大し、原油価格の高騰による生活困窮者の冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的に、生活困窮者冬季特別対策事業費補助金が予算化されたところであります。

そこで、当町においても、この県補助金を活用し、高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親世帯などであって、市町村民税の非課税世帯と生活保護法による被保護世帯に対して支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

この県補助金の概要については、1世帯当たり基準額5,000円に対して2分の1の2,500円を町に補助するものであり、県内では多くの市町村が生活困窮者等1世帯当たり県基準額での支援を予定しているものと聞いております。

当町といたしましては、コロナ禍で厳しい生活を余儀なくされている先ほど申し上げた生活に困窮している方々に対して、県の基準額にさらに上乘せし、国の地方創生臨時交付金を活用しながら、灯油、電気、ガス等のほか、冬季の生活を支える雑貨類の購入経費として、1世帯当たり1万5,000円を現金給付する生活困窮者冬季特別対策事業を立ち上げ、積極的に支援を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、人口減少対策に関連して、移住者に対する抵抗感を解消するためにもグリーンツーリズムや教育旅行の充実が必要ではないかについてのご質問がありました。

都市と農村の交流の推進は、人、物、情報の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組であり、その形態として、グリーンツーリズムを中心とした一時滞在型のものから、二地域居住型、定住型まで多様なものがあります。

そのうち、平泉町グリーンツーリズム推進協議会では、一時滞在型の教育旅行による受入れを行っており、感性豊かな人材を育てるとともに、今しか体験できない感動や生涯の思い出づくりができるよう心を込めて取り組み、平泉を訪れた人たちにその平泉への関心を持ってもらうきつ

かけを提供できたと考えております。今後、平泉に関心を持ち、結果として移住定住につながることを期待しているところであります。

次に、町としての移住希望者や空き家所有者に対しての取り組みの現況についてのご質問がありました。

移住希望者に対する取り組みとしては、まずは平泉に興味関心を持ってもらうことを目的に、栗原市、登米市、一関市、平泉町が連携して、「4市町合同移住定住事業」として首都圏でのトークセッションや交流会を行っているほか、県南広域振興局と管内市町村が連携した「南いわて暮らしセミナー」を開催し、首都圏での企業紹介や移住者による体験談、情報交換会を行うなど、地方への就職や移住を検討している方へ地域の魅力を発信すべくPRを行っています。

また、地方暮らしやU I Jターンをサポートする東京有楽町にあるふるさと回帰支援センターには、いわて暮らしサポートセンターが設置されており、専門相談員による移住関連情報の提供や相談など、移住希望者と町をつなげる役割を担っていただいているところであります。

空き家所有者に対しての取り組みにつきましては、所有者からの理解と協力が得られるよう空き家バンク制度を周知し、空き家バンク登録物件の増加を目指していくため、今後、固定資産税の納税通知や空き家所有者への意向調査の際に空き家バンク制度のチラシを同封するなど、制度の周知を努めてまいります。

次に、「孫ターン」への支援に関するご質問がありました。

現在のところ、「孫ターン」に特化した支援は考えておりませんが、要件を満たせば現在行っている移住支援事業の対象となりますので、既存の支援事業の中で対応してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まず最初に、先ほど答えていた中に、60代後半では3人に1人、75歳以上では3人に2人と書いてありましたけれども、私が調べたのでは、65歳以上では45%が難聴になると言われているのですけれども、私が今回の補助をしてほしいと思った一番の理由は、値段が高いということなのです。それに加えて、大体5年ほどで使えなくなってしまうということが一番の問題だと思うのですが、この点についてはどのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

補聴器につきましては、確かに高額であるということは、保健センターのほうでも、障害者総合支援法に定める補装具として申請があった際に、その金額等については確認をさせていただきながら交付をしているところでありまして、その金額が結構高額だということは承知しているところがございます。また、補聴器も一度交付してそれで終わりということではなくて、やはり

修理ですとか、あとは再交付、なかなか使用に堪えなくなってしまうと再交付というような場合もありまして、法律で決められているのは、5年経過した後の状況で再交付や修理などを行っているというところも承知はしております。

ただ、今回の補聴器への購入の補助については、中度と申しますか、保健センターで法律にのっとって交付しているのは高度とか重度の方が多いところなのですけれども、今回の補聴器購入の補助については、それまでいかない方々へもということかなと思うのです。ですが、保健センターとしては、やはりこの制度にまずはのっとっていきながら、相談にも応じながら、制度を活用していただきたいなというふうに考えているところです。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

中程度なり高度なり中等度なりというような言い方しているのですけれども、中等度というのは、テレビの音を大きくしている人はもう既に中等度と言われているのですよね。自分ちでもう聞こえない、ボリュームちょっと上げなきゃいけないと聞いている人たちはもう既に難聴になっている可能性がとても高いと言われているので、思ったよりもずっと数が多いのではないかなと思われるのですけれども、難聴者の人たちが町の健康を維持するための活動に参加していないという話もちよっとお聞きしたのですけれども、先日、14区の方と話した際にも、難聴の方というのは、いきいき百歳体操とかふれあいサロンとかにあまり来ていないと。それでもできるだけ参加してほしくて、いろんな行事の中で参加してもらっているのだという話はお聞きしたのですが、そういう部分でも、出てこないというのはとても、出していかなきゃいけないという部分は必要なことではないかと思うのです。

奥州市では難聴の方には無料で温泉チケットを配っているということで、平泉でもやってくれないかというようなことも言われたことはあったのですが、そういう取り組みも町としてもしながら、今回の補聴器購入という、その助成費用というのですか、難聴というだけで何倍も外に出なくなる、お年寄りだというだけで引き籠もっているのが、さらに拍車がかかるということでは、町としては取り組みが必要ではないかと思うのです。その一つとして補聴器費用というのはとても重要な部分だと思うのですが、それについてどのように考えますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者の方で、加齢によってなかなか耳の聞こえが聞こえづらくなっていくというのは、加齢等による感覚障害と申しますか、聞こえづらいというのが出てくるというのはそのとおりに思いますが、そういう方々が地域の行事ですとかいきいき百歳体操とかふれあいサロンとかになかなか出づらくなってきているというのは、議員さんからのお話で理解いたしました。

ただ、地域のそういう声があるということで理解いたしましたが、ただ、いろいろな地域での様々な介護予防事業ですとかふれあいサロンについては、地域でお世話していただける方々が一

生懸命参加を促していただいたりとか、あとは参加していただいた方々がお互いに、聞こえにも理解をしてもらいながら、声をかけたりとかかけられたりとかというような、そういうちょっとお手伝いをしてもらえるような雰囲気づくりもしながら事業を展開していただけたらありがたいなというふうに思います。

また、聞こえづらから参加しないということではなくて、やはりそういう方々にも積極的に地域のほうでも声をかけていただきながら参加を促していただく。あとは、本人さんから相談あったときには、保健センターや、あとは医療機関のほうに相談をしていただくようにお話ししていただいたりとかということもできるのではないかというふうに考えます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、難聴によって、鬱病、認知症なんかの危険因子であることが指摘されているということで、そういうことを言われていたのですけれども、認知症に関する新オレンジプランなのですからけれども、これはみんなで認知症の患者の方を守ってこうというような形のプランなのですからけれども、国際的な研究で取り上げられています。

今年7月に制度した東京練馬区では、認知症予防活動の充実のためとしています。このためというのは補聴器の助成を出したという意味なのですからけれども、この認知症予防の活動の充実のためという1点でも、私は、鬱病の予防のためと、そういう部分でも、補聴器助成を組み込んでやるということではできないのではないかなと思うのですが、それについてはどのように考えますでしょうか。答弁にも認知症について書かれていたのですが、そういう部分ではとても、認知症に、できるだけそういう方をなくしていくという部分では、町の取り組みとしてはとても有効な活動だと思うのです。どのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

耳の聞こえづらさ、難聴と認知症との関係についてのご質問を伺いましたが、そのことにつきましては、今、議員さんおっしゃられたとおり、国のほうでも認知症施策推進大綱におきまして難聴が認知症の発症危険因子の一つに挙げられて、そして国のほうでもその調査のほうがされているようです。その国のほうでの調査におきまして、その因果関係とかメカニズムですとか、そして答弁にもありましたけれども、難聴の補正による認知症予防の効果が、十分そのエビデンスが得られればというか、得られるように今現在調査をしていると思うのですけれども、その結果が令和4年度以降にまとまる見込みだという情報もありますので、そういう国の動向なども見ながら補聴器の効果等について見ていきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ、この補聴器の助成というのは必要不可欠なものであると。先ほど言いましたが、65歳以上で2人に1人はかかる病気であると。病気と言うにはあまりにも、それだけでは済まされないような部分があるのかなど。

そこで、今、全国的に補助をやっている団体というのが、先日、少し前に調べたときは35自治体だったのですけれども、それが今回8月ぐらいに調べたときは、もう既に43自治体で広がってきていると。この広がりも、東京都に至っては23区中15区がもう補聴器助成をしているということを見ただけで、予想以上にこの難聴の方というのは苦しんでいる部分もありますし、増えているのだということも認識していただいて、検査とともにそういう部分を取り組んでいていただきたいなと思います。

次の質問にいきたいと思います。

(2)の灯油の高騰の部分なのですが、町のほうですごい頑張っていて、困っている方、生活困窮者に対して1万5,000円というような形というのが出ていましたけれども、この1万5,000円の、なぜ1万5,000円だったのかというのが、なぜかなと思ったのですが、できれば内容とともにお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ご質問のあったなぜ1万5,000円なのかというお話でございます。

先ほど町長のほうの答弁の中で、県基準というのは5,000円で、その2分の1が県費補助ということで、県内の市町村を調べますと、ほとんど5,000円基準でやっているということでございますが、その観点がなぜ5,000円かというところをちょっと考えまして、実は一冬の灯油代というのは、ある調査の中では七、八万円ぐらい通年かかると、一冬で。さらに、今年につきましては、灯油がご存じのとおり1リッター100円を超えていると。つまり、通年よりも30円以上上がっている部分がございますし、5,000円の規模であれば、今お話ししたとおり、七、八万円の一冬に換算しますともう10%以下、いわゆる5%とか、はたまた今回10万円ぐらいかかるとすれば、本当に5%並みの補助だと。これが果たして生活困窮者への支援かというふうな概念に立ちまして、今回、地方創生交付金の関係がございましたので、コロナ対策の一環、いわゆるこのコロナの関係でなかなか外に出歩かないで、家にいる時間も長いということで、大体やはり15%から20%ぐらいの補助を考えたらどうかなというふうな感じで、1万5,000円というのは通年であれば大体16%。20%まではいきませんが、そういう観点で今回の補助額を決めさせていただいたというところがございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

予想よりも、質問する前にどんと出されてしまった感じがあって、とても町民にとってもよかったし、私にとってもちょっと喜ばしいニュースだったなと思いながら、本当に町民を代表して

感謝を申し上げたいと思います。

それでは、先ほども出ていたのですけれども、灯油が毎年高くなっていくという状況はこれからも続くのではないかとというようなことは答弁のほうでも言われていたのですけれども、私は今回、今、暖かくない時期なのですけれども、エアコンの設置費用を検討していくべきではないかということも思っていたのです。なぜなら、最近ではエアコンで暖を取る方というのがとても増えています、夏はもちろん、お年寄りや生活困窮者の方も暑い中大変だというのはあるのですけれども、冬でも意外とエアコンのほうが電気代的にも油よりも食わないというようなことをお聞きしています。そういう部分でも、こたつと併用してエアコンをやっていくというようなことがとてもいいことではないかと思うのです。

なかなかエアコンの費用を出せと言ってもすぐに出るものではないのですけれども、できるだけ少しでも、何%でも何十%でも検討していく必要があるのかなと思うのです。それも、お年寄りや生活困窮者でもエアコンというのは必要なものになってくるのかなと思うのですが、それについてどのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今ご質問のあったエアコンの補助、電気部分のことでの視点もあるのかなと思っております。

先ほどお話ししましたが、今回の経済対策の部分につきましては、灯油ということにはまず限っておりません。灯油、ガス、電気、それからこの冬を越えるための防寒着等、様々なコロナの部分でのコロナ対策の一環として、従来のおり灯油のみということではなくて、様々な活用をまず踏まえた助成であると。その上で、このエアコン購入補助という部分につきましては、まず全国的に全くないわけではないようです。私もちょっと調べさせていただきましたが、高齢者65歳以上の非課税世帯に対する、家の中に1台もエアコンがない場合というような条件などで補助、調べたところによると5万円の定額補助というようなところもございます。

しかしながら、今後、やはり地球温暖化の大きな課題が、今朝ほどの新聞にも載っておりますが、温室効果ガスの排出抑制など、そういう視点からでも、エアコンというふうな概念ではなくて、将来的に、高効率の例えばエアコンなどを含めた地球温暖化対策の一環として、生活困窮者、特にもそういう方々に対しては非常にこの問題というのは生活の上で影響を与えるものと考えておりますので、総合的にどういった生活困窮者の方に支援をしていくのがいいのかといった概念も含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、今回の原油高というのですか、それに応じてかなりの部分で、今回、私の質問としては生活困窮者や高齢者に対してだったのですが、いろいろな町の公共施設なり、保育所なり学校

もちろん大変な状況になっていると思うのです。町としても結構この部分ではかかっていく部分なのかなと。それに対しての支援とか、そういう部分もぜひ充実していただきたいということ添えて、次の質問としたいなと思います。

人口減少対策の部分なのですが、グリーンツーリズムについてのところなのですが、行政区単位に近い形とか中山間地組合なんかの方々にグリーンツーリズムの教育旅行を引き受けていただきたいと思うのですが、そういうことというのはなかなか引き受ける方がいないというのはお聞きしているのですが、そういう話というのはしたことがあるのでしょうか。できれば、こういう人たちが意外とまとまっているので、地域がまとまって引き受けると受けやすい状況になるのかなと思うのですが、どのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

まず、行政区単位での受入れにつきましては、行政区というのはそもそもグリーンツーの受入れとして組織された団体ではないので、それについては厳しいかとは思いますが、中山間組織としてグリーンツーリズムに取り組んでいる組織があります。その取り組みなどにより中山間地域等直接支払交付金の交付を受けていることとなりますので、国・県、そして町として支援していると考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

どどこ単位というのはまた不思議な話というのは確かに分かるのですが、グリーンツーリズムがもたらした社会的効果というのが結構大きいものがありまして、特に女性に関する部分がとても多くて、平泉町はあまりこの辺が弱いかなと思うのですが、女性が主役の副業として立ち上がったということがあります。2つ目として、農家民宿とか農家レストラン、誕生したのですが、これも女性が絡んでいるのですが、それによって地域の知名度が上がったというようなことがあるのです。さらに、農家以外の会社員やUターン、Iターン希望者の関心が広がってきたということなのですが、こういう部分では、もっと女性に対する支援というか、そういう方々に引き受けてもらえるような形というのがちょっと平泉弱いかなと思ったのですが、意外と男性でも引き受けられない部分を女性がというようなことはあるのですが、平泉町でも人口の半分は、半分以上だと思うのですが、女性がいるわけですが、その副業としての位置づけというのはとても重要視する必要があるのかなと思うのです。

先ほども言ったのですが、中山間地組合の婦人が中心となつてとか、行政区の婦人部が中心となつて引き受けていくというのは、そうすると、お互いにやり取りできるかなと思うのですが、そういう形にはならないものなんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

女性への農業での活躍とかを推進してきている部分もありますので、そのような団体から受入れを希望することがありましたら、グリーンツーリズムの充実にも向けて、必要な支援については検討していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか、結構グリーンツーリズムによって女性の活躍の場が広がってきているということはとても大きいと思うので、平泉町でも女性が活躍している地域、今回、14区の方を訪問して少し懇談したときも思ったのですが、やっぱり女性が主役で頑張っている地域というのは、とても元気で頑張っているなどというのも見えますし、動きもとてもスムーズに見えますので、できるだけ女性の活躍の場を広げてほしいと思います。

日本では農家民宿をつくったりするのはとても難しいのですよね。いつぞや話したことあったのですが、とても法律的に厳しいものがあるということで、ましてお金を貸すところもないし、また、民宿開業には一般旅館の開業と同じになるので、とても副業の部分を超えてしまうという部分では、なかなか日本には普及しないのかなと思うのですけれども、やっている方もあるのですけれども、とても設備にかかっちゃうということでも、本来だったら、民宿経営をしていただいて副業になるのが一番いいのかなと思ったのですが、こういうグリーンツーリズム、今やっているような形というのも伸ばしていければいいかなと思います。

そこでなのですけれども、今はいろんなタイプの部分があると思うのですけれども、これからの農業プラス、観光だけではなくて、農業と保養とか、何もしないでのんびりしているような旅行みたいなものなのですけれども、心と体を癒やしたりして自由な時間を過ごす、こういう形もグリーンツーリズムだと思うのです。そして、療養的な、農業プラス医療というか治療、岩手では東和町がやっているそうですけれども、体力と気力の回復に向けて、農村で暮らしながら、少し作物を育てながら、そういう部分で元気になっていくという部分もグリーンツーリズムの一つ、そして動物と触れ合いながらのんびり過ごすというのもいいことだと思うのです。

現在の教育旅行という部分もいいのですけれども、教育旅行は、もっと充実した完全に農業を教えるような教育旅行というののもあってもいいかなと思うので、ぜひ、農業体験ではなくて、農業そのものを教える、作物を本当育てるまでやるような、そういう旅行というのでも検討していただければなと思います。

次に移っていききたいなと思いますけれども、空き家バンクのほうなのですが、先ほど言ったのですけれども、高知県の高岡郡の梶原町ですけれども、ホームページをひもとくと、仕事のあっせんみたいなものがあるのですけれども、先ほども仕事については言っておられたのですけれども、ホームページ上で開けられるような形になっているのですけれども、今、平泉町ではそこまでの仕事確保みたいなのはやられているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町として就職先を移住者のために確保しているということはやってございません。

移住を決断する中で、移住先での就職、仕事場の確保というのは非常に重要な問題だというふうに思っております。今現在、町としては、広報のほうで町内企業の求人情報というものを随時、商工会と連携をしながら掲載をしております。これは町内にお住まいの方々がUターンを希望する家族なりに、こういう仕事があるよというふうなことに繋がっていけばいいなということとで実施をしているということが一つございます。

それから、東京圏から町内に移住する方への移住支援金の交付の中で、登録企業への就職という条件がございますが、そういった登録企業の一覧をホームページにも掲載しております。ここでも企業を紹介しているということになります。

それから、就職先とすれば、これは町内に限ったことではございませんので、通勤圏ということになれば、県南振興局管内まで広く仕事場としては考えられるのかなということもございます。その中で、これまでの調査の中で移住者に対するアンケートを実施したところ、移住支援策によって移住された方というのはあまり少ないと、血縁とか地縁を基にUターンする、あるいは移住するという方が非常に多いというふうなアンケート結果を基に、県南局では来年度からそういった方々に対する周知を図っていくというふうなことを計画しているということで聞いておりますので、町としては、そういった情報を町内の方々に周知する際に、平泉町の企業だけを紹介するということだけではなくて、通勤圏内である管内の企業情報をやはり紹介しなければ、なかなかつながらないのではないかとということで、そういった管内の企業情報をまとめてほしいということで要望をしているところでございますので、来年度以降についてはそういったことも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

血縁という形で聞くと、この孫ターンというのもとてもあり得る話かなと思うのですけれども、じいちゃん、ばあちゃんとしては、やっぱり孫がもしかしてこっちで暮らすとなれば、家もちょっと直したいと思うのですけれども、そういう費用というのは町のほうでは何ぼかというのは見られないのでしょうか、どうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

いろいろな形のUターンあるいはIターン、Jターンということの中の一つ、孫ターンということだと思いますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、現在、移住とかUターンの対策として、孫というふうなことで特化したものは考えておりませんが、今年度から県のほうで若者向けの空き家取得に対する助成が始まっております。これについては市町村が実施する

場合にその2分の1を補助するというものです。これについては上限が助成額30万ということで、県15万、町がやる場合は15万ということになります。これらを活用できないかということで今検討しているところでございます。この助成金についてはマックス30万ということですので、当然そのリフォーム等にも活用できるということになりますので、こうした中で、そういったリフォームにもつながっていくものになる制度ではないかなということでも今検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

一応一番最初の質問でやったのですけれども、10年間の借家契約というようなことというのはあったのですけれども、それについてはお答是的にはあまり、できないということなのだと思うのですけれども、ぜひ試していただきたいと思うのですけれども、なぜかといいますと、今回もそうですけれども、移住すぐしてみたいという方が来るのですけれども、移住先がないと。それだけで済ませていいのかということなのです。少しでも短期でも、1か月でも2か月でも取りあえずお試しで平泉町で暮らしてもらえそうな場所というのはつくってもいいのではないかなと思うのですけれども、これを空き家とかをちょっとリフォームした形で取り組むというのはとても有効な手段だと思うのですが、いかに考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まずは、昨日のご質問の中でもありましたが、空き家バンクの登録数を増やしていくというふうなことを進めていきたいというふうには思いますが、その中で10年の定期借家、これ町というふうな借り上げということだと思います。どのような方法がいいのか、まず一度訪れてみて、町を体験していただいて決めるというふうなパターンもあろうかと思えます。先ほど来ご質問にもありました、それが農業体験であったりというふうなこともあろうかと思えますが、その辺も全体含めて検討してまいりたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか難しい部分もあるのかなと思いつつも聞いていたのですが、昨日、同僚議員が話した中で、お答えであった地域おこし、町おこし協力隊ですか、ああいうのも検討しているようなことをお聞きしたのですけれども、この孫ターンの部分にこそ、こういうのも活用すべきではないかなと思うのです。なぜかというと、例えばふるさと納税や農産物を買っていただいている方に、こういうのもあるのですよというようなことを、地元を離れても、孫にはこういうのもあるのだと、ではうちの孫ももしかしたらというようなこともあり得る話で、そして自分自身も別荘的な使い方とか保養地としての使い方というのもあり得るのかなと思うので、そういう部分も併

せて平泉のよさをアピールしていくべきだと思うのですが、どのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地域おこし協力隊につきましては、当町が採用できる方々というのは限定されておりまして、三大都市圏ということになっておりますので、そういった意味では、そういった都会からUターンをするという方も当然対象にはなりますので、募集する際には公募するという形になるのかと思いますので、そういった中で周知をしながら活用いただければなというふうに思います。

それから、別荘的な使い方とか保養地というのは、空き家の活用というふうな部分だと思えますけれども、空き家については、様々な使い方といいますか、当然住まいで購入する方という方もいらっしゃいますし、別荘あるいは保養地というふうにご利用するために取得する方もいらっしゃると思います。ここは特に限定するという事ではないと思いますので、まずは空き家の周知、そして登録の増加から始めて、有効に空き家を活用していくような、そういうものを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか町を活性化するという部分では、行政側も、私自身もそうですが、とても難しい部分だと思います。同僚議員の話でも出ていたことですが、やっぱりふるさとという平泉をアピールしていく部分が必要だと思うのです。

今回、地域おこし協力隊の話をしてしまいましたが、青森では、その方々を使ってユーチューブに動画を、移住した人たちを映して、そういう方々の動画を流しているという、今回はどこの市町村だかは忘れたのですが、今回もう2度目になったとか3度目になったという話もお聞きしていますので、とても好評だったということをお聞きしているのです、平泉町でもユーチューブはみんな見ていると思うので、そういう部分を利用して、ユーチューブ動画をつくってばんと流せるような、都会の方だと新たな観点があると思うので、ぜひそういう形で平泉を盛り上げていただきたいと思います。ぜひ、これでもって終わりにしますが、ぜひ共にいい案をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告6番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

通告6番、日本共産党の三枚山光裕です。

3項目について質問をいたします。

第1点は、新型コロナウイルス感染症への対策について伺います。

その一つは、ワクチン接種についてです。

3回目のワクチン接種が予定されています。その体制構築の方針と課題について伺います。

2つ目は、新型コロナウイルス感染拡大の下での事業継続への支援についてであります。

平泉商工会が新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査をまとめました。その調査結果に対する町の認識と今後の支援策について伺います。

3つ目は、農家への支援についてです。

米価暴落に対する平泉町の支援策は他の自治体の農家からも評価されています。とりわけ、今年は総選挙がありまして、一関の方からは、方々から平泉のような支援はできないのかという声も私たくさん聞きました。そういう点でも立派な施策だったというふうに思います。こうした中で、来年度以降も米価下落への懸念があります。一層の支援策が必要と考えます。考えを伺います。

第2点は、国保税の引下げ、特に子供の均等割の軽減策についてです。

国保税の未就学児の均等割を5割に軽減する国の制度が来年4月から始まります。今議会の補正にも提案されています。今回の条例改定にも提案されています。制度の開始に合わせて町独自の上乘せの制度を創設すべきと考えます。町の考えを伺います。

第3点は、地球温暖化対策へ気候危機非常事態宣言についてです。

地球温暖化への対策は国際的課題となっています。温暖化を防ぐ意識を高めるため、気候危機非常事態宣言、もちろん名前はこの名前でなければいけないということではありませんけれども、同様の趣旨の宣言を平泉町としても行うべきです。地球温暖化に対する町の認識と対策を伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症への対策についての質問がありました。

3回目の新型コロナウイルスワクチンの実施については、令和3年9月の通知にて指示があり、

2回目の接種を受けた全ての住民を対象に、2回目接種日からおおむね8か月を経過した者を対象に追加接種を行うこととされております。

ワクチン接種の体制につきましては、一関市医師会及び一関市と協議を行いながら現在構築しているところでありますが、今回の3回目接種につきましても、一関市医師会のご支援をいただきながら集団接種を中心に実施し、また、各医療機関での個別接種も併せて行いたいと考えております。

町としての課題としましては、接種時期が冬期間となるため、接種会場までの交通手段や除雪対応、会場となります長島体育館の寒さ対策が課題と捉えております。

なお、接種予約につきましては、接種日を記載した通知を対象者に発送する予定となっており、電話予約時の混雑を解消できるものと考えております。

各種課題に対応し、接種を希望する方が混乱なくスムーズにワクチン接種をしていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策に関連して、事業継続の支援についてのご質問でありました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、新たな変異株の出現などもあり、国内経済に悪影響を与える要素の発生は、まだまだ予断を許さない状況と認識しているところであり、当町の事業者における経営関係への深刻な影響も現在も続いていると考えております。

平泉商工会が10月に行った影響調査では、「一昨年の同時期に比べて売上げが減少している」と回答した事業所は8割でありました。業種別に見ると、運輸業、宿泊業は100%、小売・飲食業は96%となっており、厳しい状況が継続していることが浮き彫りになっているところであります。

そのような中、売上げの減少率に関する質問に対して、「26%から50%の減少」と回答した事業者は33%ありました。これは昨年度実施した1回目の調査の際には、「76%から100%の減少」と回答した事業者が4割にも達していたことから見ますと、影響度はやや改善傾向であり、明るい兆しであるとも感じております。とは申しましても、売上げが減少し、依然厳しい状況であることには変わりありません。

これまでに実施しているプレミアム付飲食・タクシー券事業である「平泉たべ・のり応援チケット」、プレミアム付商品券事業である「ひらいずみ応援商品券」、そして10月から実施しております「平泉町中小企業等経営支援金」の支給を通じ、町内全体の経済活性化、町内事業者の利用促進、消費喚起策につきまして継続して行ってきたところであります。

今後の支援策といたしましては、売上減少の主な要因として、約25%の事業者の方々が「観光客減少に伴う来客減少」と回答していることから、観光客の誘致や町なかのにぎわい創出が大変重要になることがうかがえます。このような状況に対応するため、宿泊施設利用促進事業、「平泉まちはくキャンペーン第3弾」を行っていきたいと考えております。これにより、しっかりと感染対策を行った上で、安心して観光客をお迎えし、町内での消費喚起につなげていければと考えているところであります。

今後も引き続きしっかりと状況を注視し、平泉商工会や平泉観光協会、そして関係各所と緊密に情報交換や意見交換を行いながら、適切な支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策に関連して、農家の支援についてのご質問がありました。

現在の米政策は、2018年産から、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産が行えるようになりました。米の生産を農家の自主的な判断に委ね、農業の強化と消費者の利益の双方を図ろうとするものであります。しかしながら、生産過剰となり、米価下落の影響が出るなどの不安もあることから、米価変動に備えた経営安定の措置として、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、収入保険制度も創設し、水田農業経営の安定を併せて図ろうとしたものであります。

なお、2021年産米の価格は、2020年産米に続き下落となりました。農家の生産意欲を後退させ、離農の増加が急激に進むことが懸念されることから、主食用米作付農家に対し緊急農家支援事業を実施しようとしているところであります。

また、来年度以降のことについてであります。2021年度は、過去最大規模の主食用米からの作付転換が進んだものの、需要減少で在庫が多く積み上がり、2020年産の価格低下も懸念されている状況であります。このような状況から、一関再生協と連携を密とし、米の価格動向を注視しながら、農家の経営安定の支援については検討してまいります。

次に、国民健康保険税に係る子供の「均等割」の軽減策についてのご質問がありました。

国民健康保険制度の保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分の所得割、資産割と、等しく被保険者に賦課される応益分の均等割、平等割から構成されております。その上で、低所得者に対しては、応益保険税の軽減措置が講じられているところであります。「均等割」につきましては、世帯当たりの加入者の人数に応じて均等に負担する金額を指し、所得の多少にかかわらず、均等に負担するものであります。

今回の国の制度改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律等が公布されたものであり、令和4年4月から施行されることとなっております。これは子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度における子供の均等割保険税を軽減する内容であります。具体には、未就学児に係る均等割保険税の5割を国が2分の1、県・市町村が4分の1ずつ公費負担により軽減するものであります。現在、当町においては、10月末現在で被保険者の中で未就学児は33名であり、均等割の軽減額は約35万円の見込みになっております。

そこで、ご質問のあったこの制度の開始に合わせて町独自の「上乘せ」の制度を創設すべきではということに関しましては、国保税は、医療費をはじめ国保制度を支えるための主要な財源であり、公平性を欠くことなく負担すべきものであることから、年齢だけを理由とした軽減措置については慎重に対応すべきものと認識しており、さらに個別の市町村が財政負担を行いながら導入するものではなく、全国どの地域においても同等な水準で子育て世代の負担軽減が行われるべきものと考えており、町独自の「上乘せ」については考えておりません。

なお、子育て世帯の経済的支援の観点においては、当町では、高校生等までの子ども医療費助成事業により子育て世帯の経済的負担の軽減などを図っているところであります。

次に、地球温暖化対策としての「気候危機非常事態宣言」についてのご質問がありました。

近年、国内外で地球温暖化の影響と考えられる深刻な気象災害が多発しており、今後もさらにこのリスクが高まることが予測されているところであります。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動をもたらす要因として、大気中の二酸化炭素濃度の増加を挙げており、気候システムに対する人間の影響は明瞭であると報告されているところであります。

国では、地球温暖化の要因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を大幅に減らし、吸収や除去した量との差引きを含めて全体としてゼロにしようとする国際的な取り組みとして、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、自治体や企業、大学、団体などと協力し、積極的に取り組みを進めているものと強く実感しているところであります。

一方、地球温暖化に対する危機感を共有しようと、自治体等においては、「気候危機」や「気候非常事態」を宣言してきていることは承知しており、岩手県においても、気候変動対策に向けてオール岩手で取り組んでいくための「いわて気候非常事態宣言」を発出したところであります。

当町といたしまして、この宣言を踏まえ、さらには平泉町地球温暖化対策実行計画に基づきながら、再生エネルギー活用の推進や省エネルギーの促進に向けて、町民に対し事業者と連携しながら住宅用高効率給湯器導入促進事業や住宅用太陽光発電システム導入促進を図っているところであります。

また、ひらいずみ地球温暖化対策協議会への活動支援を図りながら、地球温暖化防止活動に向けて、町民への会報の発行取組や先進地への視察、講演会活動など、様々な活動を町と連携しながら実施しているところであります。

さらに、今後は、町広報やホームページを活用し、温室効果ガス削減や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを掲載するとともに、講演会の開催、学校等への環境教育の実施など、町民一人一人の地球温暖化に対する危機感や防止対策に向けての意識の高揚を図るとともに、行動につながるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。そして、住民の意識や行動の高まりを見据えつつ、さらに町民が一丸となるような宣言の必要性に向けて、関係団体等も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、感染症ワクチン接種について伺いたいと思います。

今度は冬場を迎えて、課題ということなのですが、交通手段のこと、あるいは寒さの問題などが答弁にありました。

それで、1回目、2回目、バスを運行していただきましたけれども、この利用者数というのはどのくらいあったのかなということ、それから当然今回も運行するのかなと、その辺はどうかと

いうことをまずお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

ワクチン接種1回目、2回目の状況ですけれども、集団接種につきましては、まず高齢者につきましては、11月末時点の数字ですけれども、2,347人ということで84.3%、それから64歳以下12歳以上につきましては1,133人ということで66.7%が集団接種、残りにつきましては個別接種というふうな形になっております。

なお、この集団接種の今の数値につきましては、一関市総合体育館についても踏まえた数字となっております。

それから、3回目の接種ですが、高齢者接種につきましては、もう既に1回、2回接種している方々が対象となりますので、もう指定をして通知をして、その方々、1回目、2回目のバス利用をされた方々については同様にバスの利用を考えてございます。

（「バス利用の数。利用者の数」の声あり）

総務課長（菅原幹成君）

利用者の数。ちょっとそこは保健センター所長のほうから。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

1回目、2回目のバスの利用人数でございましたが、集計、現在、私が手元に持っております資料でございますと、530人という数字となっております。これは全部の日程を全て集計したところではありますけれども、そのくらいの人数となっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

バスの利用は、たしか新型コロナ特別委員会で同僚議員がその辺を聞いたという記憶がありましたが、本当に多くの方が利用したという点で、ワクチン接種の促進に大きな役割を果たしたなということを改めて確認できました。同時に、今度の3回目についても運行を考えているということでしたので、その点は安心しました。

そこでなのですが、今、3回目に向けて、先ほど、接種の率などもホームページにも掲載されておりました。それから、3回目の予定といいますか計画も載っておりました。今、8か月か6か月かという議論がされて、国では、いろいろその基準をどうするかというふうなことだったと思えますけれども、6か月、早いほうがいいというのが医療関係者の共通した認識ですから、そうなりますと、たしか65歳以上だと2月あたりを予定しているというふうな、当町の予定は、だったと思うのですけれども、そうすると、そうしたワクチンの供給などとの関係もあると思うのですけれども、この辺は実施可能なかどうか、予定、ホームページにももう公開しているあの計画

というのは実施可能かと、ワクチンの供給との関係もあるのだろうけれども、どういうふうなのか伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

3回目のワクチン接種につきましては、2回目の接種終わってから6か月というような報道などもありますけれども、国のほうでもそのような話は出ておりますけれども、まだ正式な通知、2回目接種から6か月でできますというような正式な通知がまだ届いておりませんので、その辺は、今段階では最初通知がありました、指示がありました2回目接種から8か月を経過した後に3回目接種をするというような形で今準備を進めているところでございます。

ワクチン供給につきましても、まだきちっと確定したものがございませんので、今後、国からの通知なども見ながら判断していくことかとは思いますが、この接種の6か月後なのか8か月後なのかということにつきましても、今後の通知なり情報なりでと考えておりますが、一関市さんですとか一関市医師会さんとの協議も必要になると思っておりますので、今後の状況を見ていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

やはり供給体制がどうなるのかというのが、既になかなか一気に進んじゃうと間に合わないというようなことも実際は政府は言っていますので、そこでなのですけれども、関連して、そのワクチンの種類ですか、ファイザー、モデルナ、この辺も多分まだ定まっていないうのかなと思うのです。そうした場合に、やっぱり複数のワクチンを使うということになると、会場の設営の問題も課題があるというふうに聞いています。この辺は結局、国が何のワクチンよこすのかによって決まってくるということなのですが、その辺はどういうふうに考えているのかということと、もう一つ、いわゆる今1か月、平泉町で人の移動、人口移動ってどのくらいあるかちょっと私も調べていませんでしたけれども、1回目のワクチンを平泉で接種し、1回目なり2回目を、そして引越した方というのはいると思うのですよ。一方で、ほかから平泉にいらした方もいると思えます。

となると、このワクチンの接種のデータというのですか、というのは、VRSというやつですか、ワクチン接種記録システムというやつなのだと思うのですけれども、これが何か自治体間では共有されていないという話があって、今回、接種の日を指定してお手紙を出すということだと思うのですけれども、こうした方へのサポートというか、何かその辺は何かしっかりとちゃんと、出ていった方も前は平泉の町民ですから受けられる、当然、来た方も受けられるというところはしっかりとされるのかということと、今の2つお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

1 点目のワクチンの種類ということでしたけれども、ワクチンの供給の状況がまだ確定されていない、確定というか、しっかりとしたところがまだ確定されておりませんので、ちょっと種類についても今後の状況を見たいと思います。

あと、ただ、ワクチン接種の、平泉町は、集団接種を中心に、あと個別医療機関さんで接種を希望するとかという方々につきましては個別医療機関でというような2つ、両方の体制で実施したいと思っておりますけれども、例えば集団接種会場で複数のワクチンを使用するというようなことにつきましては、大変混乱をされたりとか、あと接種事故の危険性もありますので、どちらかに、一方といいますか、というような形にできればと考えてはおります。

あと、2つ目の引っ越しをしたりとか転入をしたりとかというような方々へのサポートについてですけれども、12月の広報にも新型コロナウイルスワクチン接種情報ということで掲載をさせていただいておりましたが、ほかの市町村で2回目接種をした後に平泉町のほうに転入された方につきましては、データでやり取りというのがなかなかできない状況ですから、やはり接種歴の確認ですとか、あと手続き等が必要になるということで、町のワクチン接種対策チームのほうに連絡をいただくようにということで掲載をさせていただいておりました。転出された方につきましても、転入先といいますか、お引っ越しをされたところの自治体の状況、指示に従いながら、手続きを取っていただくことになろうかなというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

課題はということで、先ほど、交通手段、寒さの問題ということは、それなりにいろいろ考えてきたのだと思うのですが、今質問した点についても、いろんな国のほうの対応も含めて、新たな課題というか、出てくる場合もあるかと思いますが、いずれにせよ、1回目、2回目が9割を超える接種ということで、やっぱりそういう点では、集団免疫がどうかと、オミクロン株のこともありますが、ただ、そういう点では、一定の仮に感染しても予防効果は発揮するということから、この9割、1回、2回というのはやっぱり立派な数字だと思いますし、3回目に向けても十分な体制で臨んでいただきたいなということでもあります。

次の質問に移りたいと思いますが、事業者への支援についてです。

それで、今度の商工会の調査に関わってなのですけれども、県内でもこうした調査をした商工会というのはないのではないかなとか、ほぼないというような話だったというふうに聞いておりました。そういう点では非常に、どういった手だてを講じるか、支援を講じるかという行政の側にとっても非常に貴重な調査だったのだらうなというふうに思います。ですから、この調査の結果というものをやっぱり生かしていくということが大事なのだらうと、そういう立場からなのです。

まず一つは、12月補正も出ています。最初の質問に対する答弁もありましたが、その後ですよ、その後どういうふうなことを、今現時点で、まだ具体的なものになっていないかもしれませ

んけれども、もちろん議論していると思いますから、どういったことを考えているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

商工会で行っていただきました調査結果についてですけれども、やはり一番大きかったのは、この閑散期対策を、どうにかやっぱり乗り切れるような形にできないかと。コロナさえ落ち着けば、お客さんは戻ってくるのだろうという考え方だろうと思っています。これに関しましては、町としましても様々な今まで支援策を講じてきたわけですが、やはり観光客が戻ってこないことによって、特にも、数日前に観光協会の理事会もございましたが、坂下地区でやはり観光客相手にしているお店というのはかなり厳しいものがあるということでは言われております。ですので、やはり観光客を増やすような施策というものが必要だろうと思っています。この12月補正にも計上はしておりますけれども、今現在、新政府が立ち上がって新たな経済対策を臨時国会の中で議論しておりますので、その動向を見極めながら、閑散期に、ぜひ、3月、4月につながるような施策というものを講じてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

その商工会の調査なのですけれども、問4のところに、負担が大きくなっている事業経費は何かというのがありました。言葉でも、文言でもまとめているのですけれども、電気料、車両燃料代、固定資産税、国民健康保険税が大きな負担と見出し的にあって、電気料金が34.7%、複数回答になっていると思うのですが、一番高いと。次いで車両燃料代30.6%、これは、ただ、9月にやって10月にまとめたということですから、燃料費の高騰が入っていないわけです。運輸関係、燃料費は運輸関係だけではないのですけれども、車の燃料でいえば、運輸関係は余計使うのだと思うのですが、4社ぐらい、多分、商工会関係ではあるようですけれども、いずれ、そういった関係で、燃料が前回から、3回目ですから今回、上がっている。ただ、それは燃料高騰前の数字なのだよということなのですよ。いずれそういった点でアンケートにも出ていました。大体、電気料で10%プラス、第2回目、それからさっきの燃料費は17、ほぼ倍ということですよ。ということになっていました。

だから、電気料とか車両燃料代、新たな課題でしょうか、固定資産税、国民健康保険税、税負担ですよ、こういったところが出ているわけです。こういった税の負担軽減、あるいは水道料金、たしか以前は先延ばしでした。やっぱりこの範囲では結局は先延ばしにしかなくなくて、いずれいつかは払う、実際払ったのだと思うのですけれども、そういう点での支援というのは考えられないのか、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

商工会のこの報告書の中で、議員おっしゃるとおり、燃料代、電気代、あとは税金等について大分重くのしかかっているという話は書かれておりました、それは拝見しておりました。ただ、これらに関しまして細かく考えますと、これらはある意味でいうと固定費がかなり負担になってきているということでありまして、確かに燃料が高騰したということは事実でございますが、これなぜ固定費が重くなってくるかという、やはり売上げが少ないことが一番大前提なのだろうというふうに考えております。ですので、この固定費について、これらを補助していくという考え方もあろうかと思いますが、当課としましては、やはり売上げを上げるような施策を展開すべきだというふうに課としては考えており、今後もそのような方向で行っていききたいというふうに思っておりました。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

実は調査の中で、今、売上げを上げていくようなという、今度の補正ですか、5万円の支援ありましたけれども、やっぱり利用がなかったというか、やっぱり現状に即してマイナス補正することなののですが、やはり関係者、商工会のほうから聞きますと、いや、なかなか、この間もいろいろ支援もらってありがたかったと。基準の対象者であっても、さすがに今度は、せっかくだけれどもという方もいたということで、本当に涙が出るというか、そういう話もありました。だから、やっぱり事業者の方は事業者の方でいろいろ大変なのだけれども、あまり行政にも頼って駄目だということもあるだろうし、そういう点では、今の答弁にあったように、やっぱり売上げの増加への努力というのは、前にもいろいろ議論しましたけれども、必要だと思うのです。

ただ、思うのは、問の9番目に、今後、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに長期化した場合についてという設問があって、「分からない」5割というふうに一番多いのですけれども、実は休業・廃業が31.4%になっています。そのほかには、従業員の解雇とかいろいろ、取引方法の変更、いろんなやっぱり努力はしているのですよね、こういったことで。だけれども、努力もしてきたのだけれども、設問の6だったかな、設問の7でしたね、インターネットの活用による販売とか宣伝の強化とか、補助金だけではないですよ、いろいろ項目は、補助金の設問もあるのですけれども、やっぱりこう見ると7割方はいろんな努力をしてくれているのですよね、生産販売方式の見直し。

そうした努力をしてくれているのだけれども、今度冬にかかって、先ほどのちょっと9なのですけれども、9ではないな、実は、あとどのくらい頑張れますかと、簡単に言えばそういう設問がありました。問の5で、現在の状況が続いた場合、何か月の決算資金、仕入れ、給与、各経費の支払い、借入金による返済などが心配されますかということで、そうすると、この先6か月、これは9月です、さっき言ったとおり。ですから、3月には資金ショートすると、もう足りないというのがこのアンケートに現れているわけですよ。だから、今、忘年会とか、飲食店であれば、3月ですと歓送迎会という、前だとあったと。しかし、現状ではなかなかこれも実際すぐには戻らな

いだろうということになると、やはり売上げを増といっても、そう単純ではないということになるので、やっぱり何らかの手だてが必要なだろうと思うのですけれども、その辺はそこを踏まえてどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、かなり厳しい状況にあるということはこちらでも把握しておりました。特に、今回の1月、2月、3月というこの閑散期をどのように乗り切るかということは非常に商工業の業者さんたちにとっても大きな課題になっておると思っております。

当課としましては、先ほど申し上げたとおりではございますが、売上げを増やしていくということは当然考えておりますが、事業者支援として、どうしても売上げが上がらない部分もあろうかと思っておりますので、その辺は、財政、役場の中でも協議しながら、いかに有効な施策というものを取れるのかというのを議論しながら、状況を注視しながら、よりよい施策を展開できるようにしてまいりたいというふうに考えております。この辺は当町に限らず全国的な課題になっておるかというふうには考えております。これは国会でも議論されておるようですが、あとどれぐらい続くかということに関しましては先が不透明ではありますが、とにかくここを乗り切れるような形で、少なくとも繁忙期につなげられるような施策というものはちょっと考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

たしか答弁にもあった第3弾のまちはくとか、このアンケートによると、やっぱり宿泊業は大変だということが出て、そこにちゃんと対応した施策なのだろうというふうにも思います。

その調査の中での、やっぱり何が必要かについては、さっき資金ショートの話をしましたけれども、やっぱりそういった融資の問題も出ていました。よく考えてみれば、結局、融資ですから、では昨年、一昨年の売上げ戻ってくるのかということになれば、そうは単純なものではないから、結局、借入すれば、利子補給あったとしても返さなくちゃいけないということで、これは大変だと思うのですよ。だから、町としても、必要なというか、必要なとはいかなかったけれども、いろんな手だてを打ってきたと、これは大事なことだと思います。

そこでなのです。今、国会が開かれていまして、結局、この間のいろんな支援策も有効だったと、この間の議会でもやり取りして、それは出ている。そうすると、地方創生臨時交付金が何か6.8兆円規模だったかな、11月4日に全国知事会が2兆円でしたかな、の地方単独事業分で求めています。何か今提案されているところでは、何か6.8兆円とかという話もちょっと報道も聞きました。やっぱりそうだと、この部分、まだ国会審議ですから決まっていないという状況も事実であります中で、それを待っていたのでは遅いのだと思うのですよね。だから、やっぱり早く何らかの施策を、何いと単純にこれこれと言うつもりもないのですけれども、これまでも担当

課先頭にいろいろ知恵を絞ってきたわけですから、ただ、そこの中でも有効な手段というのは一定程度見つかっていると。調査にもありました、やっぱり何が有効かという。ですから、そこを見据えて先行的にやっていくという点では、今どういう段階の議論かというふうに伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議員もお分かりのとおりかと思うのですけれども、当町の場合では、当町に限らずですけれども、予算審議を庁舎内で行いまして、議会を開いて議決いただくという形で予算化は今までもしてきまして、議員の皆様にはご迷惑をおかけしながら、毎月のように議会開いていただいて議決をしていただいているという状況です。

それで、当課としましてはどのような状況かといいますと、いずれ、もはや国から臨時交付金が来ることはほぼ確定だろうということで、既にどのような事業をしようかということはもう内部で議論していきまして、あとはその予算配分がどうなるかという形になるという形で準備は進めております。ですので、様々な意味で、今までもこの地方創生臨時交付金の中に対象で出してきた事業たくさんあるのですけれども、実現できなかったものも多々あります。それらを含めて受皿というものはつくっておりますので、その額が確定した次第、庁舎内の協議を経て、また皆様とご議論したいなというふうに考えておるといところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、確定してという話もありました。実際これまで、いわゆる交付の決定というのでしょうか、市町村の全体の予算決める後や、市町村のこのぐらいですよというのが決まって、実際に入ってくるまでの期間というのですかね、これどのぐらい実際かかっているのかということなのですよ。前回もいずれ結構かかっていたのですよね。となると、前にもちょっと何度か言いましたやはり財政調整基金、まさにこういうとき使うべきだろうということで、これも議論したのですけれども、いろいろあって、いや戻せるのだと、最初に先行的に使って、あと交付されて戻すということもたしかになっていたということも紹介したことがありました。そういうことで、一定程度この見通しがつくと、まだ審議も始まっていないという段階ですから、それは今現在早いかもしれませんが、やっぱり早くやるという点では、財政調整基金もやっぱりこういうときこそ活用すべきだと、そんなことも含めて、早め早めに手だてを打ってほしいのだが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

予算の立て方としまして、財政調整基金を取り崩すという方法はもちろんございます。今回の12月補正に一般会計補正予算案で上程しておりますコロナの第3回目の接種、これについてはそ

のような形で予算組みをさせてもらっておりますけれども、ただ、経済対策については、様々な手法、今、観光商工課長のほうからもお話ありましたけれども、こういった対策が効果的なのかといったあたりをやはり議論しながら、困っている商工業者の方々に最適な方法で出すためには、ある程度議論を尽くして、そういった中で、もちろん国からの創生交付金のほうも視野に入れながら、やはり確実な戦略をやっていくというふうなところがありますので、その辺については内容等を精査しながら今後とも対応してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、今議論してみますと、してきた経過でも、いろんな手だてはいっぱいあると、できなかったこともあったということですから、そういう点では、やっぱりせっかくそこまで進んでいるわけですから、やはり財政調整基金でいえば、前にもそこを先行使って戻したという実際経過はありましたから、そういったところはちゅうちょなくやって、本当に事業者が、今現在、新型コロナの終息というのは見えていないというのも事実だと思うのですが、いずれ、それは先は見えてくるはずなので、やっぱりしっかり事業者を守っていく手だてを講じていただきたいというふうに思います。

それで、米価、米の農業のことに移りたいと思います。

本当に、2,000円ではありますけれども、頑張ってきたのだらうなと思います。今日でしたか、県南部は552キロかな、9俵ぐらいになるのでしょうか、たしか載っていたと思います。それで、やっぱり全国的には、岡山の西粟倉村というところは、これ1反歩だったかな、8,000円とかというふうなところもありました。当町でも去年は4,000円だったということで、いろいろ前回の議論これあります。いわゆる価格政策云々かんぬんとありました。ですから、種もみ代だとかいろいろなこともありましたし、それでもやっぱり大変なのだらうなと。

いわゆる米を売っている農家だけでなく、飯米というふうに言われる、あるいは縁故米というのですか、そういった方でも、あるいは一定の面積があって頼んでいる、高齢になって自分ではできないからということで頼んでいるという農家も含めて、この際だからやめるかなという話も実はあるわけですよ。飯米であろうが、飯米農家であろうがですよ、やはりこうした方々が米を作っているということは、日本の食料政策の上でも、食料危機を招かない上でも重要なことなのです。だから、販売農家だけでなく、こういう農家の方々も続けられるということが非常に大事だと思うのですよ。そうした立場から、これまで出された10アール2,000円という金額ですけれども、さらなる支援はできないのかということで改めて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

緊急農家支援事業を今実施させていただいているところであります。面積の条件はつけさせていただきましたが、農協出荷の条件も設けず、認定農業者や中心経営体に限定することなく、多

くの農業者を対象とさせていただいたところでもあります。それについてはご理解いただければと考えているところでもあります。

今後の支援につきましては、この問題は本町のみで完結するものではないと考えております。やはり国全体での対応が必要である。国主導による実効的な過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進するよう国に要望してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

最初の答弁だったか、いわゆる水田の活用の問題ですか、今年度ですか、減反が大きく増えた、国の方針で。結局、コロナも人災と、このぐらい被害が広がったのはというふうにも言われていますけれども、結局、米が余れば減反ということで、みんな農家に押しつけられるというのはちょっと正しくないのだろうというふうに思うのです。

ですから、なかなか担当課としても、町としても、さらなる支援と言われてもと、いろいろ大変だなということは考えていると思うのですが、今、国で、いわゆる持続化給付金、去年はですよ、そういうのがあったのですが、事業復活支援金というのがもうずっとと言われて、実際は3月あたりかなと、この実際の制度の設計というのは、そこには結論出るかなという話も聞きましたが、これは農家には活用できるのか、今言ったように、設計がまだだという話がありましたが、前回と同じ中小企業庁、経済産業省なのですが、この辺はどういうふうに担当課では認識、情報としてはあるのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

今現時点での制度につきましては不明ではありますが。ただ、国の経済対策で示された事業復活支援金は、個人事業主を含め、業種を限定せず、事業規模に応じて支給するとされていることから、昨年度の持続化給付金と同様に、農林水産業を含む形で広く対象になることを期待しているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

個人事業主は、去年は50万でしたか、100万、今度は50万というふうなところのようですがけれども、いずれにせよ、何度も何度も言わなくてももう分かっているのだと思いますけれども、本当に農家への支援もしっかりとしていただきたいということで、次の質問に移りたいと思いますが、国保税の均等割の問題です。

一つは、7歳から18歳までの課税、いわゆる対象、つまり6歳まで半額ということですから、国保の均等割、7歳から18歳まで、そこまで減免をと私言いましたから、その辺の対象者というのはどのくらいいるのかというのが一つ。

そしてもう一つ、国保の決算のことで、会計の。平成30年度、令和元年度終わって、あと令和2年度、それぞれ繰越金、繰越しの額ですね、収支やって、そして決算時点での基金がもう出ていますよね、報告になっていますから。それは幾らかということについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

それでは、私のほうからは、未就学児以外の18歳以下から7歳までの人数について、そしてその金額についてお答えをいたします。

対象者は45人になります。そして、減額される未就学児と同等の軽減対象とした場合の減額金額は42万9,000円となりますが、こちらを未就学児と合わせますと、全体で78名で金額は約77万9,000円になります。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

私のほうから、国保の会計の繰越金と基金の積立金、平成30年度、あと令和元年度、令和2年度、この3か年ということでございます。

平成30年度につきましての繰越金につきましては1億586万645円です。基金の積立金につきましては5,636万5,967円、それから令和元年度につきましては、繰越金が7,144万2,447円、基金積立金につきましては2,791万74円、令和2年度におきましての繰越金につきましては7,509万9,163円、それから基金積立金につきましては1,660万4,918円ということになっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

国保税は私も何度も質問してきましたので、千葉課長とは初めてになりますけれども、今、基金でいえば7,000万ぐらいという話がありました。そして、18歳まで七十何万と言ったから、100年できるなというふうにはぱっとざっと思ったのですけれども、いずれにせよ、何度も言ってきたように、子供は仕事ができないと。子供労働は駄目だと言われているわけです。そこに課すというのは問題だという話もしてきましたし、ほかの保険との、協会けんぽや何かと比べても、そういったところには子供から税金取る、保険料取るなんていう概念はないということでもあります。

そんなことを考えても、私も何度もやってきたので、ぜひともこの答弁、質疑も改めて、これまでも見てきたと思うのですが、見ていただいて、何としましても、そして国保税の減税、それから先ほどの業者の皆さんの商工会の調査の中でも、やっぱり負担重いと、国保税は。そうした声に応えていただきたいというふうに思います。

そして、時間の関係もありますから、そういったところを求めて、3つ目は、非常事態宣言のことなのですけれども、結局、これは検討するという答弁ですので、今、岩手県では、矢巾、陸

前高田、岩手県でもやっていました。全国で102自治体ぐらいあると思いました。ですから、やはりこれは意識をつくっていくと。大変今の気候温暖化、2050に向けて、カーボンニュートラルに向けて、非常に大事な課題です。そうしたところも踏まえて、早期に宣言できるように求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、12月15日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時59分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 阿部 圭二

同 三枚山 光裕